

とよひら・リンク NewsLetter

発行 札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会 「とよひら・リンク」事務局

札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会



とよひら・リンク

ホームページ: <http://www.toyohiralink.jp/>

令和6年度 第1回合同会議を開催しました。

令和6年6月24日(月) 18:00~19:30 (ハイブリット開催/西岡病院・Zoom)

令和6年度、第1回「合同会議」を開催いたしました。医療・介護関係者等、101名(うち会場:15名)が参加されました。今回もZoomの接続、講演中のミュート等、円滑な運営の協力ありがとうございました。

令和6年度診療報酬改定、介護報酬改定で医療機関と介護保険施設等の連携の推進の評価が行われました。当会事務局の岡村から下図(協力対象施設入所者入院加算)をはじめ、診療報酬改定の説明とこれまで当会でICTの活用、ACPの取組を進めているため、その活動を基に今年度も活動を行うことを確認しました。

令和6年度診療報酬改定 II-2 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組-②

医療機関と介護保険施設等の連携の推進①

協力対象施設入所者入院加算の新設

- 介護保険施設等の入所者の病状急変時における適切な対応及び施設内における生活の継続支援を推進する観点から、介護保険施設等の入所者の病状の急変時に当該介護保険施設等に協力医療機関として定められている保険医療機関であって、当該介護保険施設等と平時からの連携体制を構築している保険医療機関の医師が診察を実施した上で、入院の必要性を判断し、入院をさせた場合の評価を新設する。

(新) 協力対象施設入所者入院加算(入院初日)	1 往診が行われた場合	600点
	2 1以外の場合	200点

[対象医療機関]

在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟又は病室を有する病院

[算定要件]

- (1) 協力対象施設入所者入院加算は、介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等により入院が必要となった場合に、当該介護保険施設等の従事者の求めに応じて当該患者に関する診療情報及び病状の急変時の対応方針等を踏まえて診療が行われ、入院の必要性を認め入院させた場合に、入院初日に算定する。
- (2) 「2」については、「1」以外の場合であって、当該保険医療機関が当該介護保険施設等の従事者の求めに応じて当該患者(救急用の自動車等により緊急に搬送された者を除く)に対し、診療を行い、入院の必要性を判断して入院した場合について所定点数に加算する。
- (3) 当該保険医療機関と当該介護保険施設等が特別の関係にある場合、協力対象施設入所者入院加算は算定できない。

[施設基準](概要)

- (1) 当該医療機関が介護保険施設等から協力医療機関として定められている等、緊急時の連絡体制及び入院受入体制等を確保していること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすもの。

ア 次の(イ)及び(ロ)に該当していること。

- (イ) 入院受入れを行う保険医療機関の保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有していること。
- (ロ) 介護保険施設等と当該介護保険施設の協力医療機関において、当該入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、年3回以上の頻度でカンファレンスを実施していること。

イ 介護保険施設等と協力医療機関として定められている医療機関において、当該入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、1月に1回以上の頻度でカンファレンスを実施していること。

- (3) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

5

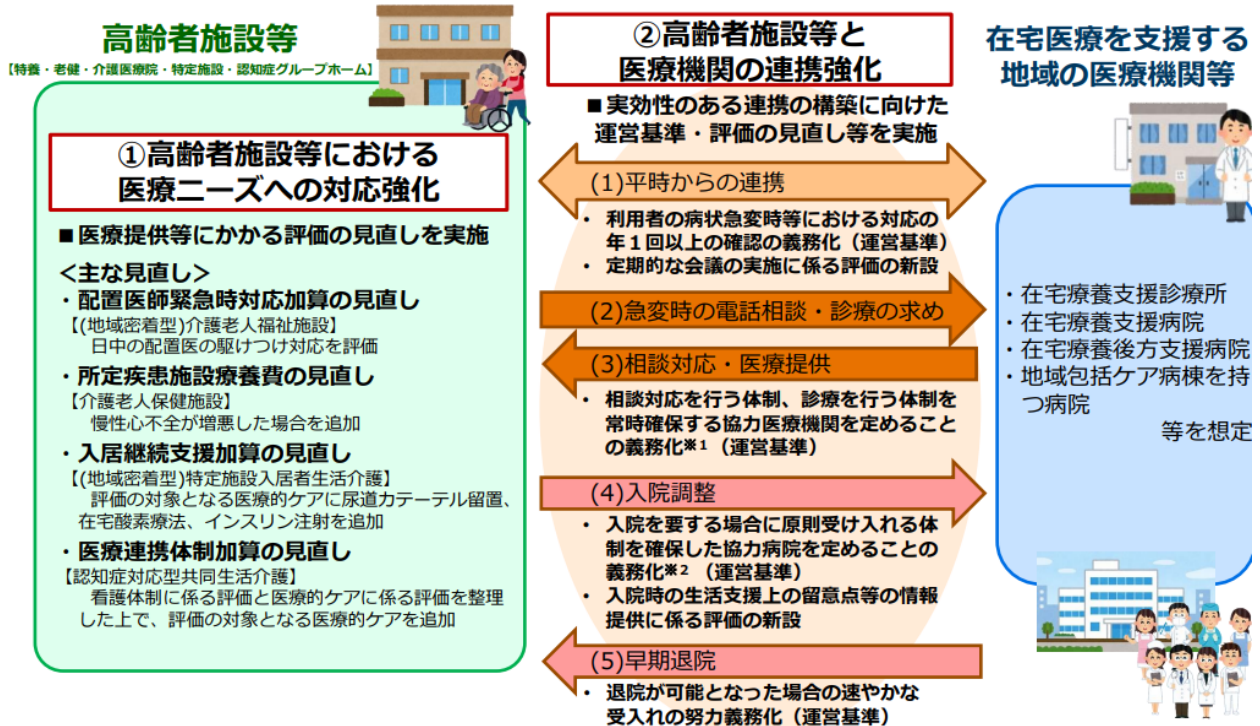
<<アンケート>> (一部)

- ・介護報酬改定の面からの協力医療機関との連携加算については概ね把握出来ていましたが、診療報酬改定の面からの介護施設等との連携について学ぶ事が出来、大変参考になりました。(老健支援相談員)
- ・診療報酬・介護報酬の同時改定があり、医療機関と福祉施設が今以上に連携しなければならないことは周知のことだが、実際にどの様に連携を強化すべきか理解を深めていきたい。(地域包括支援センター)

続いて、社会福祉法人札幌光陽会 福島 義典 高齢者事業統括管理者に介護報酬改定について（下図）などを参考に説明をしていただきました。平時からの連携強化、感染に関する研修会等、協力医療機関との取り組みについて、当会の取り組みを軸に当地域で進めていくことを確認しました。

医療と介護の連携の推進－高齢者施設等と医療機関の連携強化－

- 令和6年度介護報酬改定における、①高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化、②協力医療機関との連携強化にかかる主な見直し内容



※1 経過措置3年。（地域密着型）特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護は努力義務。 ※2 介護保険施設のみ。

<<アンケート>>（一部）

- ・協力医療機関との連携の必要性、今後の調整の大変さを学びました。（地域包括支援センター）
- ・これまで取り組んできたことが要件、点数化された印象を受けました。（医療機関医療ソーシャルワーカー）

新型コロナウイルス感染症（2024年6月現在の感染対策と治療）

西岡病院 澤田 格 内科部長に現在の感染対策と治療についてご説明をしていただきました。昨年の5類化後もCovid-19の感染、クラスターは継続しています。Covid-19で入院を要する例や寛解後の早期退院等の介護施設等との相互協力について説明をしていただきました。また今後、感染対策マニュアルの更なる共有化・標準化の取り組みの提案も受け、今年度取り組むことを確認しました。

<<アンケート>>

- ・現在のコロナ等の感染対策と治療の現状について理解でき、大変勉強になりました。（地域包括支援センター）
- ・感染症対応マニュアルの見直しへの良いきっかけとなった。（特定施設 管理者）

第2回合同会議 令和6年8月26日(月)「平時からの協力医療機関と介護保険施設等との連携協議」

第3回合同会議 令和6年11月25日(月)「感染管理と感染まん延時の具体的方法」

第4回合同会議 令和7年3月31日(月)「医療と介護における栄養情報連携の推進」

※上記いずれもハイブリット開催（現地会場とZoomによるオンライン）で行います。

とよひら・りんく事務局 西岡病院 岡村・横田 ホームページ：<http://www.toyohiralink.jp/>

電話 011-853-8322（平日9-17時） メールアドレス：info@toyohiralink.jp